

令和 2 年 7 月 9 日現在

機関番号：12401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04528

研究課題名（和文）国立養護教諭養成所の設置と戦後教育改革 - 学校教育法から取り残された養護教諭養成 -

研究課題名（英文）Establishment of School Nurse Training System in Japan

研究代表者

七木田 文彦（Nanakida, Fumihiko）

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：40431697

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：戦後高等教育機関における養護教諭養成は、他の教員養成と比較して出遅れた。戦後教育改革による教育職員免許法（昭和24）により、「教員養成は大学で行う」をいう原則が示されたが、養護教諭養成の場合、同時期に看護婦免許を基礎資格とする免許状取得のルートから完全に離脱できなかった（当時の専門性の不明確さにもよる）ことで、四年制大学における教員養成機関の設置に遅れをとった。同養成は遅れて国立養護教諭養成所の設置を待たなければならなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今日の養護教諭免許状ならびに、同免許状取得のために準備された養成機関は、看護師免許と養護教諭免許状との関係を変則的な形で残しながら現存している。免許状取得と養成デザインの二重性が、それぞれ課程認定制度と免許状取得の間で齟齬をきたしており、専門家養成に一貫性を欠いている。以上の2点について、養護訓導（養護教諭）養成制度の構想時点に遡り、戦中・戦後の混乱の中で制度的欠陥を有しながらも、今日に至って修正されつつ養成制度として定着してきた同プロセスを明確にした。

研究成果の概要（英文）：Post-war teacher training at higher education was delayed compared to other school teacher training. With the enactment of Teacher's License Act by the postwar education reform in 1949, the principle of "training teachers at the university" was shown. In the case of School Nurse training, a teacher's license with a nurse license as the basic qualification was distributed. As a result, School Nurse training at the university was delayed. Professional training as a School Nurse had to wait for the establishment of the School Nurse Training Course in National University.

研究分野：学校保健

キーワード：養護訓導 養護教諭 戦後教育改革

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

これまでに試みられた養護訓導(後の養護教諭)に関する史的研究は、杉浦守邦『養護教員の歴史』(東山書房、1974年)、近藤真庸『養護教諭成立史の研究』(大修館書店、2003年)、日本学校保健会編『学校保健百年史』(第一法規、1973年)等によって、制度史の変遷に重点が置かれ、詳述されてきた。しかし、先行研究は、養護訓導の前身である学校看護婦の誕生(1905年)と学校看護婦が学校に配置される過程と法令の整備に焦点化されており、同職員が1941年に新たな教育職員である養護訓導として誕生する過程については、十分に明らかにされてこなかった。同状況は、史料の限界によるものとされてきたが、近年、精緻な史料調査が進み、拙稿『雑誌「養護」の時代と世界-学校の中で学校看護婦はどう生きたか-』(大空社、2015年)にて社会史、実践史の視点からの分析が行われている。

これまでの研究状況の中で、次なる課題として、1940年代から今日に至る養護教諭制度は、世界的にも希な教育職員の存在として注目されながらも、なぜ養護訓導(養護教諭)制度が必要とされ、どのような議論と政治的決断のなかで医療職から教育職員へと存在するに至り、今日まで継続されているのか、また、社会の要請とともにどのような教育職員としてデザインされ、これとともに同職の養成機関が設置されるに至ったのか、そして、社会の変化とともに職務がどのように変化したのか。養護訓導を巡る研究課題は、以上のように多くの疑問と課題を生起させるが、このような課題が探求されることなく、同研究分野では政策論のみに限局されてきた。

以上の研究状況から、今日的課題(研究主題)として着目する理由は、第一に、養護訓導(養護教諭)制度は、1940年代に国際的に見て先進的な健康教育・管理機能を有する教育職員を誕生させた。しかしながら、職名に「養護」とのワードが選択されたことにより、旧養護学校の職員と混同されたり、制度が確立した一方で、職務内容と機能には共通理解を得ることができず、認識に混乱をもたらした。このことは、同教員養成機関の整備にも影響を与え、養護教諭は、長い間、「当分の間、これを置かないことができる」(旧学校教育法第103条)と規定された。職務内容が不明瞭であったことと教員養成機関の整備が遅れたことから、学校における教育職員としての位置づけについても明確化されず、戦後の身分保障は職制運動へと発展した。

第二に、免許状の交付と養成について、発足当初より多くの問題を抱えていた。養成機関の設置とそれに費やされる時間、そして、早急な人員の確保についてはコメディカルな側面をも有していたこともあり、教育界に加え、看護・医学界との調整の中で多くの妥協を余儀なくされた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、戦前から戦後改革に至る養護教諭養成システムの考え方がどのように形成され、確立を見たのか、看護婦・保健婦養成との関わりの中で明確にすること、養護訓導養成機関の認定と拡充過程(県立設置二年課程から国立大学四年課程へ:1941-1965年)を明らかにすることを中心に、後の職制運動との関わりの中で養護教諭養成の確立過程について明確にすることを課題とした。

3. 研究の方法

戦前・戦中・戦後の史料の収集と読解の史的検討による。

4. 研究成果

戦後高等教育機関における養護教諭養成は、他の学校教育教員養成(小学校・中学校・高等学校教諭免許状)と比較して出遅れた。

戦後教育改革による教育職員免許法の制定（昭和 24 年）によって、「教員養成は大学で行う」という原則が示されたが、養護教諭養成の場合、同時期に看護婦免許を基礎資格とする免許状取得のルートから完全に離脱できなかった（当時の専門性の不明確さにもよる）ことで、四年制大学における教員養成機関の設置に遅れをとった。

このことが、後に戦後高等教育機関におけるリベラル・アーツを基礎とした専門性の探求よりも養護教諭の量的拡大と教員としての身分保障運動を展開する素地を形成した。

戦後教育改革における養護教諭養成システム成立の遅延要因（養護教諭養成による増員への障害）として、次の六つの原因があげられる。

第一は、財政問題で、戦時下に県に設置された養護教諭養成所（2 年課程）は道府県立師範学校が官立に移行したことによって、県費での養成所の設立・運営が可能となっていた。これにより、戦後改革における養護教諭養成機関の設置は、官立師範学校の戦後改革とは別ルートで改革が進められる前例となった。

第二に、養護教諭養成に関わる人的・物的条件の未整備についてであり、戦中に段階的に養成が目指された養護訓導養成システムは今だ試行段階にあり、新制大学における養成の準備ができていなかった。

第三に、免許状の取得方法について、養成機関による養成よりも検定重視による増員を優先したことが、戦後養成機関の設立を遅らせた。

学校看護婦から教育職員である養護訓導あらためられた際、国民学校令（昭和 16 年）の公布により廃止された「学校看護婦二関スル件」（昭和 4 年）に代替する規程として、養護訓導数の安定的確保と関わって、免許状の取得方法が重要な課題となった。文部省は、養成機関による増員には時間がかかることから、看護婦免許状を有する者を中心として、無試験検定や試験検定によって、養護訓導数の確保をめざした。しかしながら、養護訓導誕生（昭和 16 年）以降に計画していた三度の養護教諭養成計画（文部省）についても、戦時下の中で頓挫し、計画通りに進められなかった。

第四に、文部省体育局・関連部局（教職員養成課）との縦割り行政の改革方針が遅延の一要因となった。

第五に、「教職員定数の標準に関する法律」の教員定数一本化（昭和 28 年）として、養護訓導を採用すると一般教員が一人減ることになり、養護訓導採用にも影響を与えた（昭和 44 年の同法改正により、教員定数枠一本化は解消された）。

第六に、国民学校令附則から継続された学校教育法 103 条規程について、有資格者が得られないという理由で、「当分の間はこれを置かないこと置かないことができる」（学校教育法 103 条）という緩和条項が付与された。これにより、国による計画養成は長い間進行せず、多様かつ変則的な養成機関による養成に委ねられる結果となった。

以上のことから、養護教諭養成の議論は、昭和 16 年以降、専門性の議論を行いながらも、人員配置の量的拡大過程（「理念」というより「願望」）を中心に進められてきたこと、

戦後開放制教員養成の支柱である教養（リベラル・アーツ）ある専門家を考えると、養護教諭養成機関の設置の遅れによって、専門性の議論に終始し、大学における「教養ある専門家」を創造する議論に至っていないこと、そして、改革の理念を考えると、立ち戻ってくる起点は「養護」の概念であり、どのような文脈で「養護」のワードが選択され、同意味内容が変化してきたのかを整理する課題が立ち上がるのは、今日的必然と言える。これにより、独自の養成として、国立養護教諭養成所の設置、後に四年制大学における養護教諭養成へと遅れての養成が開始された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 七木田文彦	4. 巻 234
2. 論文標題 経験と分断された身体の行方-健康をめぐる近代的身体の一断面-	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本教育史往来	6. 最初と最後の頁 3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 七木田文彦	4. 巻 236
2. 論文標題 攻囲される子どもからだ-帝国日本の「衛生」問題（上）：経験と分断された身体の行方-健康をめぐる近代的身体の一断面-報告を終えて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本教育史往来	6. 最初と最後の頁 3-4
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 七木田文彦
2. 発表標題 「保健科の成立」と「養護訓導の誕生」を問い直す意味
3. 学会等名 日本学校保健学会第65回学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 七木田文彦
2. 発表標題 経験と分断された身体の行方-健康をめぐる近代的身体の一断面-
3. 学会等名 日本教育史研究会2018年度サマーセミナー（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 七木田文彦
2. 発表標題 経験と切り離された身体の行方－健康をめぐる近代的身体の一断面－
3. 学会等名 比較教育社会史研究会（招待講演）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 七木田文彦	4. 発行年 2017年
2. 出版社 公益財団法人 日本学校保健会	5. 総ページ数 218 (196 - 211)
3. 書名 「学校保健関連年表（1945-2017）－附戦後養護教諭関係書籍年表－ 『学校保健の動向（平成29年度版）』	

1. 著者名 七木田文彦・竹下智美	4. 発行年 2019年
2. 出版社 公益財団法人 日本学校保健会	5. 総ページ数 225 (206-220)
3. 書名 「学校保健関連年表（1945-2019）－附戦後子供事件・事故年表－ 『学校保健の動向（令和元年度版）』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----